

第3回瑞穂町地域保健福祉審議会

「小地域活動推進専門分科会」会議録

日時：令和2年11月27日（金）午後3時～4時

場所：瑞穂町ふれあいセンター 大会議室1

会議次第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議題
 - （1）第4次地域保健福祉計画について
 - （2）その他
- 4 閉会

出席者【委員】 9名

石塚委員	川鍋委員	日野委員	村井委員
大井委員	高島委員	池谷委員	栗原委員
粕谷委員			

欠席者【委員】 2名

播磨委員	荻野委員		
------	------	--	--

1 開会 （事務局）

事務局より配布資料の確認。

- (1) 次第
- (2) 第3章 第3次計画事業の進捗状況（資料1）
- (3) 第3次地域保健福祉計画の体系（資料2）
- (4) 第4次地域保健福祉計画の体系（資料3）
- (5) 第5章 施策の展開（資料4）
- (6) 第4次地域保健福祉計画（素案）

2 あいさつ

会長、福祉課長の順にあいさつ。

- ・新型コロナウイルスの感染者が再び増加しているため、この会議は注意を払い、時間を区切り開催する。
- ・計画の概略ができたので、委員各位に協力を依頼。
- ・地域保健福祉審議会で新たに、包括的な相談支援体制の構築、地域福祉コーディネーターの設置、多世代間交流事業の推進、権利擁護センターみずほの福祉相談窓口の推進、都が令和元年度定めた再犯防止推進計画の推進が加わった。

3 議題

(1) 第4次地域保健福祉計画について

事務局（福祉課福祉推進係長）より、資料1に添って説明。

- ・資料1は第4次計画の第3章部分にあたる、第3次計画の進捗状況。
- ・資料1は素案より内容が更新されている。
- ・令和2年度までの進捗状況と今後の課題を記載。

引き続き、資料2，3に添って説明。

- ・資料2が第3次計画の体系図、資料3が第4次計画の体系図案。
- ・資料3の色の変わっている部分が第4次計画での変更箇所。青は文言変更、赤は削除を含む全面変更。
- ・「1-（4）世代間交流の活性化」では、①と内容が重複するため「②交流のまちづくりの推進」を削除。
- ・「1-（5）高齢者や障がい者の社会参加促進」では、①、③、④の文言を追加、令和3年3月で福祉バスの運行を終了するので「⑥福祉バスの充実」を削除。
- ・「2-（5）福祉サービスの質の向上」では、②、④の内容と内容が重複するため「⑤NPO・ボランティアに対する評価システムの理解促進」を削除。
- ・「3-（1）権利擁護の推進」では、成年後見制度利用促進基本計画を盛り込むため、文言を追加。

- ・「３－（３）防災・防犯体制の充実」では、再犯防止推進計画を盛り込むため、文言を追加し、取組も「⑤相談体制の充実」、「⑥関係機関との連携強化」、「⑦自立に向けた援助」、「⑧生活安定に向けた支援」を追加。

引き続き、資料４に添って説明。

- ・資料４は第４次計画の「第５章 施策の展開」にあたる。
- ・地域福祉コーディネーターについては、「１－（４）世代間交流の活性化」の「①地域交流、世代間交流の推進」、「２－（１）地域福祉の担い手の養成」の「①地域福祉の担い手の養成のための研究」、「②地域福祉の担い手の活動支援」の中に盛り込む。
- ・重層的相談支援については「３－（７）地域包括ケアシステムの推進」の「①地域包括ケアシステムの構築推進」の中に文言を追加。
- ・成年後見制度利用促進基本計画については、「３－（１）権利擁護の推進」で、権利擁護センターみずほを国のいう中核機関となるよう推進していく。
- ・「３－（３）防災・防犯体制の充実」を、「再犯防止推進計画」とするため、「⑤相談体制の充実」、「⑥関係機関との連携強化」、「⑦自立に向けた援助」、「⑧生活安定に向けた支援」を追加。今後この部分は法務省東京保護観察所、西多摩地区保護司会の協力を得て内容を詰めていきたい。

引き続き、資料４に添って説明。

- ・基本目標について、基本目標１を変更し、地域福祉コーディネーターの設置に関連して「ふれあい」を「つながり」に変更。
- ・基本理念も、基本目標の変更と意見シートの多数意見から「つながり」を用い、「つながり、ささえあい、安心して健康に暮らせるまち みずほ」としたい。

福祉課長より補足説明。

- ・長期総合計画でも「つながり」が出てきたので、従来の「ふれあい」より積極的に「つながり」に変更し、つながることの戦略的重要性を加味した。

大井委員より質疑。

- ・シルバー人材センターへの支援、障害者就労支援センターへの支援という場合、センターへ支援するのか、センターが高齢者や障がい者を支援するのか、どちらの意味合いなのか。
- ・統合された取組の内容確認は済んでいるのか。
- ・３－（２）ユニバーサルデザインの推進については、管財課や関連部署も関係しているのか。

事務局（福祉課福祉推進係長）より、説明。

- ・町としての支援は財政的支援になる。担当部署との協議や寿クラブへの支援やシルバー人材センターへの支援というように整理が必要。
- ・取組で同じ記述が重なっている部分を統廃合した。
- ・管財課は役場建設終了のため、ユニバーサルデザインの所管から外れた。

池谷委員より意見

- ・権利擁護センターについて、今後5年間の方向性として中核機関として構築していくという施策を明文化すべき。
- ・①利用促進と中核機関という形で取り上げて欲しい。

村井委員より意見

- ・ウイズコロナの状況を計画に反映していない。
- ・どこの地域でもコロナの影響の解決策に取り組んでいるので、このような動きを止めないようにするための取組を盛り込むことが必要。ウイズコロナ実施計画、別冊等の形で構わないので、ウイズコロナ以降のグランドデザインを示す。
- ・地域包括ケアシステムを高齢者だけのものにするのをやめるなら、担当課の連携で、2040年を見据えた地域共生社会を目指すべき。

事務局（福祉課福祉推進係長）より、説明。

- ・コロナの影響については今回は考慮せず、従来通りで作成した。

福祉課長より補足。

- ・コロナの状況が今後2～3年続くことも考えられ、この計画が5年なので、何らかの形での対応は必要になる。
- ・医療体制や保健事業についても基本目標4に含まれているので、コロナ以外の感染症については対処できる。
- ・地域包括ケアシステムは、高齢者以外の障がい者や子ども・子育て関連も含め柔軟に対応できるように担当部署とも連携していく。

（２）その他

事務局（福祉課福祉推進係長）説明。

- ・今回も意見シートでの意見を依頼。
- ・令和3年1月15日の地域保健福祉審議会第4次計画を報告。
- ・令和3年2月1日から8日まで意見募集（パブリックコメント）。
- ・第4回小地域分科会は令和3年2月19日開催予定。

4 閉会

閉会のあいさつ。